

## 熊本県明るい長寿社会づくり推進事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県明るい長寿社会づくり推進事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、提出期限は、別に定める。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、明るい長寿社会づくり推進事業補助金所要額調書（別紙第2号様式）とする。

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付条件は、規則第5条第1項各号に掲げるとおりとする。

(補助事業の対象期間)

第4条 本事業の対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助金の額の変更)

第5条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 明るい長寿社会づくり推進事業補助金所要額調書 別紙第2号様式

(2) 収支予算書 要項別記第2号様式

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受け取った日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告書)

第7条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は別紙第3号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、明るい長寿社会づくり推進事業補助金精算書（別紙第4号様式）とする。

4 要項第9条第3項の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月

末日とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別紙第1号様式（第2条、第5条関係）

年度熊本県明るい長寿社会づくり推進事業

実施（変更）計画書

1 明るい長寿社会づくり推進機構

ア 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日			
所在地		電話番号			
推進機構の名称					
組織の 状況	① 推進機構の組織等 ア 組織図（運営協議会を含めたもの）  イ 職員配置            人（うち常勤        人）				
	② 運営協議会構成団体等名  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">名            称</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計            団体</td> </tr> </table>			名            称	
名            称					
計            団体					



別紙第2号様式（第2条、第5条関係）

年度熊本県明るい長寿社会づくり推進事業

### 補助金所要額調書

（単位：円）

総事業費 A	寄附金その他の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費支出 予定額 D	基準額 E	県補助基本額 F	県補助所要額 G	備考

（注）

- 1 B欄の「寄附金その他の収入」とは、寄附金及び事業実施に伴う臨時的な収入をいう（団体運営に伴う経常的な収入等を除く）。
- 2 E欄の基準額は、別途通知する額とする。
- 3 F欄は、C・D・E欄を比較して最も少ない額を記載すること。
- 4 G欄は、F欄と同額を記載すること（千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする）。

別紙第3号様式（第7条関係）

年度熊本県明るい長寿社会づくり推進事業

実 施 状 況 調

1 明るい長寿社会づくり推進機構

ア 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日			
所在地		電話番号			
推進機構の名称					
組織の 状況	① 推進機構の組織等 ア 組織図（運営協議会を含めたもの）  イ 職員配置                      人（うち常勤                      人）				
	② 運営協議会構成団体等名  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="height: 40px;">名                      称</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">計                      団体</td> </tr> </table>			名                      称	
名                      称					
計                      団体					



別紙第4号様式（第7条関係）

年度熊本県明るい長寿社会づくり推進事業

補助金精算書

（単位：円）

総事業費 A	寄附金その他の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	基準額 E	県補助 基本額 F	県補助 所要額 G	県補助交 付決定額 H	県補助金 受入済額 I	差引 過不足額 J (I-G)	備考

（注）

- 1 B欄の「寄附金その他の収入」とは、寄附金及び事業実施に伴う臨時的な収入をいう（団体運営に伴う経常的な収入等を除く）。
- 2 E欄の基準額は、別途通知する額とする。
- 3 F欄は、C・D・E欄を比較して最も少ない額を記載すること。
- 4 G欄は、F欄と同額を記載すること（千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする）。